

## ○佐渡市PCR検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止対策と社会経済活動の両立及び危機管理体制の構築を支援するため、市内事業所が事業主、専従者、役員又は従業員（以下「従業員等」という。）を対象に自主的に実施するPCR検査費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所等を有する法人又は個人事業者であつて、第1号から第10号までの要件を全て満たす者又は第11号に該当する者とする。ただし、事業所内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合にあつては、第1号の要件は除く。

(1) 次のいずれか一つの要件を満たす中小法人又は個人事業者であつて、従業員等が業務において感染流行地域等へ出張し、又は感染流行地域等からの来訪者の対応をする事業者。

ア 資本金の額又は出資の総額（「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は当該法人に拠出されている財産の額とする。以下同じ。）が10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいう。）の数が2,000人以下であること。

(2) 申請時において廃業又は事業所等が廃止しておらず、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。

(5) 政治団体でないこと。

(6) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(7) 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。

(8) 市税等を滞納していないこと(当該滞納について市に分割納付の誓約をしている者を除く。)

(9) 別表に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(10) 本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した者でないこと。

(11) 第1号から第10号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者。  
(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支払を終えた、交付対象者が従業員等を対象に自主的に実施する新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査費用(消費税及び地方消費税は除く。)とする。

2 前項の検査は、行政検査の対象にならない検査とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1検体当たりの補助対象経費の2分の1(1,000円未満は切り捨て)とし、5,000円を上限とする。ただし、交付対象者当たりの補助の対象となる検体数の上限は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 従業員等が20人未満の者 15検体

(2) 従業員等が20人以上100人未満の者 30検体

(3) 従業員等が100人以上の者 50検体

2 前項の検体数は、同一人が複数回検査を受けた場合も対象とし、検体数の上限に達するまで何度も申請することができる。

3 国、県その他の機関の制度により補助金等の交付を受けている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

4 事業所内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、行政検査の対象とならない従業員等の検査に限り、補助金の額を1検体当たり補助対象経費の3分の2（1,000円未満は切り捨て）とし、1万円を上限とする。この場合における検体数は、第1項の検体数の上限に含めないものとする。

5 第2条第11号の交付対象者は前項の規定を準用する。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、PCR検査を実施する前に、同意書（様式第1号）及びPCR検査実施理由書（様式第2号）に必要な書類を添付して市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の同意書の提出が無い場合は交付の対象外とすることができる。

3 申請者は、PCR検査実施後30日以内に、PCR検査費用補助金交付申請兼実績報告書（様式第3号）にPCR検査費用の領収書及び検査結果が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、事業所内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合にあっては、第1項の同意書（様式第1号）及びPCR検査実施理由書（様式第2号）をPCR検査費用補助金交付申請兼実績報告書（様式第3号）と同時に提出することができる。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第3項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定し、PCR検査費用補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 市長は、前条の規定により額の確定を行った後、申請者から提出されるPCR検査費用補助金請求書（様式第5号）により補助金を交付する

ものとする。

(補助金の経理)

第8条 申請者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、PCR検査費用補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

3 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、PCR検査費用補助金返還命令書(様式第7号)により行う。

4 市長は、申請者が、返還すべき補助金を第2項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(協力事項)

第11条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

- (1) 成果に関する資料の作成
- (2) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第12条 この事業の事務は、市民生活課において所掌する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効規定)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表 (第2条関係)

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月

事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月
---	-----------------------------